

氏名(本籍)	野上達也(愛知県)
学位の種類	博士(心理学)
学位記番号	博甲第6168号
学位授与年月日	平成24年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	Rule-Breaking Under the Cloak of Anonymity: When Ordinary People Decide to Deviate From Existing Rules

主査	筑波大学教授	博士(心理学)	吉田 富二雄
副査	筑波大学教授	文学博士	松井 豊
副査	筑波大学准教授	博士(心理学)	湯川 進太郎
副査	筑波大学准教授	博士(心理学)	山田 一夫

論文の内容の要旨

先行研究によれば、匿名下では逸脱行動が生じ易いとされている。しかし、先行研究における匿名性操作では、多くの場合、行為の説明責任を最小限にするという匿名性の機能を満たしていない。また、先行研究で観察された規則違反行動や反社会的行動の多くは、実験指示や他の実験参加者への同調による結果である可能性が考えられる。従って、一連の先行研究結果では、規則違反行動や反社会的行動に与える匿名性の影響は不明確のままと言える。そこで本論文では、適切に定義された匿名性を用い、個人が起こす自発的な規則違反行動における匿名性の影響を検証することを目的とした。また、匿名下で生起する自発的規則違反行動にかかわる外的、内的要因を多角的に検証した。

本論文は、序論、実証研究、総括の三部で構成された。以下にその概略を述べる。

第Ⅰ部：序論

まず第1章では状況による行動変容を扱った先行研究を概観し、続いて第2章においては匿名性に焦点を当て、行動に対する匿名性の影響を論じた。第3章では客観的自己自覚理論と中和理論を引用し、匿名下における違反行動の生起過程を考察した。第4章では先行研究の問題点を指摘し、匿名性の定義を行うと同時に、本研究の目的を明らかにした。

第Ⅱ部：実証研究

第5章(研究1)では従来型の匿名性(身元情報を隠す)と本研究型の匿名性(行動の説明責任を最小限にする)を実験室内で再現し、それぞれの匿名性が自発的違反行動に与える影響を比較検討した。その結果、本研究型の匿名性条件においてのみ、自己利益に関わる自発的な規則違反行動が観察された。第6章では2つの実験室外実験(研究2、3)を通し、匿名下で見られる違反行動と関連要因(利益の有無と種類)の検証を行った。その結果、匿名性状況で物質的自己利益がある場合にのみ、自発的違反行動が観察された。第7章では研究3と同様の手続きをオンライン上で実施し、より匿名性の強い状況下で違反行動を検証した。また、研究4では実験参加者は実験課題(コイントス)を4度実施し、違反行動生起の時間的推移の検証を行った。その結果、これまでの実験とほぼ同じような結果が得られた。また、違反行動推移に関しては、匿名下で違反機会があったとしても、すぐに違反行動を行うわけではないことがわかった。

第8章と第9章では調査手法を用い、匿名下で生起する違反行動と諸要因の関連を検証した。第8章（研究5）では匿名性に関わる個人特性（例：客観的自己意識）と違反行動態度との関連を検証したが、先行研究結果に反し、有意な関連は見られなかった。第9章（研究6）では小売業で見られる社内不正行為を取り上げ、当該行動に影響する外的要因を検証した。その結果、社内不正に対する態度は、社内不正を許容してしまう職場雰囲気と関連があることが分かった。

第Ⅲ部：総括

第10章では6つの実証研究から得られた結果をもとに、匿名下における違反行動の考察を行った。その結果、匿名下では物質的自己利益を追求する行為がより表面化し、結果として当該行為が既存規則から逸脱しやすくなる可能性が示された。また、心理学実験における匿名性操作に関する考察、及び本研究の問題点も同時に示した。

審査の結果の要旨

匿名下の逸脱行動についてはこれまで多くの研究がなされてきたが、匿名性の定義とその操作方法および逸脱行動の測定において、適切な扱いがされてきたとは言い難い。本論文では、確率的課題を従属変数に用いることで、それらの問題点の解消を試みている。特に匿名性を身元情報および行動と行為者の関連の2要因に分けた点は匿名性研究に有益な展開を促すものと評価される。そして①匿名下でも物質的自己利益があってはじめて違反行動が生起すること、②匿名性条件では常に一定の割合で違反行動が観察されること、③匿名下でも何かしらの抑制が働くことを明らかにした点は今後の研究に重要な貢献をなすものと考えられる。今後は匿名性の程度の測定や匿名下の違反行動に対する抑制策の検討が望まれるが、本研究の知見が将来的に実社会における違反行動の抑制に貢献できることも期待され、その意義は大きいと言える。

平成24年2月1日、博士（心理学）学位論文審査専門委員会において審査委員全員出席のもとに最終試験を行い、論文について説明をもとめ、関連事項について質疑応答を行った結果、審査委員全員によって合格と判定された。

よって、著者は博士（心理学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。